

赤塚税務会計事務所通信**税理士事務所はじめました**

～真のお客様主義を目指します～

このたび、埼玉県吉川市に赤塚税務会計事務所を設立致しました。少しでも皆様のお役にたてますよう、毎月、事務所通信という形で情報をご提供して参ります。

仕事の合間にもお目通しいただければ光栄です。

さて、今月は納期特例制度を利用されている事業者様の源泉所得税の納付月となります。そこで、今回は、源泉所得税の法的性格についてご案内致します。

源泉所得税の対象は？

源泉所得税というと、お給料を支払う際に源泉所得税を天引きするというイメージされと思います。もちろん源泉所得税の代表といえば間違いなく、この給与所得に対する源泉所得税でしょう。

しかし、源泉所得税は、銀行の預金利息や、株式配当、そして我々税理士や弁護士などのいわゆる士業の報酬についても発生します。

この他にも非居住者(日本国内に住所を有していない方)から国内不動産を買いとる場合にも、買い取り代金から源泉所得税を天引きして支払う必要があります。

源泉所得税の申告は必要？

法人税や個人事業を営む方の所得税は、自ら税額を計算し、税務署に申告する方式(申告納税方式)が採用されています。

他方、自動車税や土地や建物にかかる固定資産税は、課税当局(税務署、県税事務所、市役所等)が税額を計算する方式(賦課課税:ふかかぜい方式)を採用しています。

源泉所得税はどうかというと、申告納税方式でも

なく、賦課課税方式でもなく自動確定方式が採用されています。自動確定とはどういうことかと言いますと、給与所得を例に挙げれば、給与を支払った時点で源泉所得税の納税義務が確定するという事です。申告という行為を必要とせず、給料を支払ったという行為をもって納税義務が確定するという極めて特殊な性格を有しているのです。

源泉所得税の計算が間違っていた！確定申告で調整できる？

確定申告を行うときには、最終的に計算された税額から源泉徴収された税額を差し引くことができます。例えば、その年の所得税額が100であり、源泉所得税が80の場合、 $100-80=20$ が確定申告時に納付する税額となります。

ここで、正しくは80の源泉所得税が、誤って90と計算され、源泉徴収票が給与の支払者から発行された場合に、確定申告において $100-90=10$ という計算ができるでしょうか。

～裏面に続きます～

答えは NO です。確定申告の際に控除できる源泉所得税は実際に天引きした金額ではなく、正しく天引きすべき金額であるという最高裁判所の判例が存在します。

このため、正しく処理するならば、給与の支払者に過大に源泉徴収された 10 の返還請求をし、正しい金額の源泉徴収票を再発行してもらい、この源泉徴収票にもとづき、確定申告することとなります。

つまり確定申告の際に控除できるのは、あくまで正しく計算された税額(80)に限られるのです。

なぜ、このような複雑なシステムになっているかといえますと、簡単に説明すれば、源泉所得税の納税義務者はあくまで給与の支払者であり、給料の

受給者の本来の所得税(給料の受給者が確定申告の際に納めるべき所得税)とは別の債務だからです。

実務上は、どうせ確定申告すれば精算されるのだから・・・と思ってしまうがちですが、源泉所得税と申告所得税の納税義務者は別人なのであり、源泉徴収税は、所得税の単なる仮払いではないのです。

なんだか、面倒なシステムになっているのですが、面倒なことにならないよう、毎月の税額計算や年末調整は正しく行いたいものです。

今月の税務スケジュール

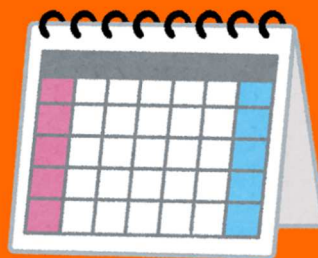
今月は、

- ・ 11 月決算法人の確定申告・納付月
- ・ 5 月決算法人の中間申告・納付月
- ・ 源泉所得税の納付月
- ・ 源泉徴収票や支払調書等の法定調書の提出月
- ・ 市区町村への給与支払報告書の提出月
- ・ 償却資産税の申告書の提出月

となっております。

今月は、税務手続きが盛りだくさんとなっております。

期限内の申告・納付へのご協力よろしくお願いいたします。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市道庭1-3-9

TEL 048-947-0037 FAX 048-947-6667

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com

HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！